

お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

(1) 「第2章2 施策の方向性」について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
「基金の創設」に関心があります。居場所づくり等の民間の活用には民間の資金、学校教育や保育サービスなどに自治体予算を割いて欲しいです。	近年、こども施策への活用を望む企業や団体からの寄附金が増加傾向にあります。こうした寄附金を、こどもの居場所づくりやこどもの生活・学習支援等に活用するための基金の創設を検討してまいります。 また、寄附金の活用を図る一方で、市として必要な施策については予算を確保し、取り組んでまいります。

(2) 「第3章 基本施策1 (1) こども・若者の権利擁護が図られる取組の推進」について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
こどもの意見聴取について、できるだけ住む地域、通う学校、家庭の状況などが多様なこどもたちで構成して欲しいです（挙手するのは比較的意欲の高い子かと思いますが）。	第3章 基本施策1の(1)の「施策の方向」におきまして、こどもの意見聴取にあたりましては、これまで声を聞かれにくかったこどもを含め、多様な立場、状況のこどもからの意見聴取に努めていくことを明記します。

(3) 「第3章 基本施策2 (1) 連携による多様なこども・若者の居場所の創出」について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
児童育成支援拠点事業における相談窓口について、相談を受ける側の体制として、資格者の職員の必要性は重要だと思いますが、支援が届きにくく、生活や虐待で苦しんだ当事者やヤングケアラーのこどもたちは自覚が無いことが多いことで問題が深刻	相談業務については、個人的かつデリケートな内容が多いことから、有資格者による対応としているところでございます。 ご意見にございますような経験を持つ方がこども・子育てを支える側となることは非常に重要であり、そのような道を志した

化したと思います。当事者だった若者などを採用して、より子どもの気持ちに寄り添えることも考慮して欲しいと思います。 こういった経験を持つ当事者の資格取得を支援するなどして、居場所づくりへ協力してもらうなど、積極的に施策に関われるようにして欲しいと思います。	際に、環境が原因で道が閉ざされることがないように、「社会的養護からの社会参画応援事業」や「こどもの生活・学習支援事業」などの事業を具体的に検討する際には、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
---	--

(4) 「第3章 基本施策2 (2) 連携による体験活動の機会創出」について

意見の概要	市の機関の考え方
アンケート調査で特に要望が高かった「将来の働き方や～」 「外国人と～」に答える施策がない印象です。民間でできることはないか？考えたいです。	第3章 基本施策2の(2)で掲げる「こども未来創造推進事業」におきまして、多様な体験・経験ができるような取組を実施してまいります。ご指摘の将来の働き方についてや外国籍の方との交流についても、その中で取り組んでいくことを明記いたします。 また、多様な体験・経験ができる事業については、企業・大学・団体等、様々な主体と連携して取り組んでいく必要があるものと考えております。

(5) 「第3章 基本施策4 (2) 支え合いによる包括的な子育て支援」について

意見の概要	市の機関の考え方
『幸せを想像出来る体制づくり』の項目に放課後デイサービス、生活サポートを入れてくださったことがありがたいです。現状に寄り添った意見としては、利用に関する所得制限の撤廃、生活サポートの通学への適応を認める(既に実現している地域あり)の追加を希望します。	障害福祉サービスについては、所得に応じて自己負担いただいております。現状、所得制限の撤廃は難しいと考えております。 春日部市での生活サポート事業は、通学を対象としていませんが、他市の状況を勘案して研究をしていきます。

障がい児も春日部のこどもです。一緒に真ん中に入れてください。	
我が子は出生時に重症新生児仮死となり、現在も腎臓の病気と知的障害があります。医療的ケアはありません。 今回の計画で障がい児についての言及がある項目がここにしかありません。障害のあるこどもについては深く考えてないということでしょうか。インクルージョンを推進するとのことですが、障がい児に対する理解のないままインクルージョンと言われても困ります。 我が子は満3歳よりふじ学園を利用してきました。専門療育も利用しています。 令和7年度には就学を控えています。ふじ学園には放課後等デイサービスもありますが、令和7年度の就学予定者については受け入れができないと言われました。定員オーバーで現在受け入れているこどもたちも1～2か月に一度などと減らして入っていますが、これ以上新たに受け入れるのは難しいとのことでした。継続して利用できると思っていたので、とても困っています。発達障害のあるこどもというのは環境の変化にとっても弱いのです。 市として専門療育を受けられる場所を増やして欲しい、ふじ学園に専門職を増やして欲しいと思います。今、ふじ学園を利用しているこどもたちが就学後も安心して継続利用できるようにして欲しいのです。	こども・若者計画はこども大綱を勘案し策定しており、障害の有無にかかわらず、全てのこどもを対象としています。総合振興計画、地域福祉計画を上位計画としており、全ての事業の掲載はしていません。それぞれの施策については、主な取組を掲載にすることとしております。 また、インクルージョンを推進するにあたり、多様性を正しく理解し適切な関わりが必要であると認識しております。当事者の声を聴きながら庁内各部署と連携を図り推進してまいります。 ふじ学園の放課後等デイサービスにつきましては、利用希望数が定員を大きく上回っている事は、承知しております。そのため、ふじ学園の指定管理者と協議し、言語療育については1日の教室数を2回から3回に増加、また就学後の療育期間を定めたりと、1人でも多くの支援を必要とするお子様が利用できるよう対策しているところでございます。なお、未就学児の入園につきましては、随時受け付けております。詳細はふじ学園までお問い合わせくださいますようお願いいたします。 また、本施設設備の現状や専門職員の確保の難しさから、市内で支援サービスを開設されてる民間事業者様に対しても、専門職員確保と療育プログラムの見直し等につ

子育てに関して障害を持つ子どもへの支援としつつふじ学園を挙げていますが、新規受け入れが止まっている状態は把握しているのでしょうか？ まだまだ訓練が必要な状況で打ち切られたり、必要な訓練が受けられないのが現状です。	いての協力をお願いしているところがございます。
インクルージョンと言いますが、障害のある子どもたちを受け入れてる幼稚園、保育園は多くありません。幼稚園、保育園で障がい児の受け入れが可能な場所を一覧にして分かりやすくして欲しいです。一度、保育園利用を考えたこともあります。障がい児の受け入れに関しては決定してからその園に確認するように言われました。もし決まっても受け入れ不可なら、子どもはどうなるのでしょうか？結局仕事復帰してから受け入れ不可と言われてしまったら困るどころではないので復帰そのものを諦めましたが、選択する時点でそれが分かれば障がい児の親であっても仕事復帰がしやすいのではないのでしょうか。	保育園及び幼稚園における障がい児の受け入れにつきましては、施設側としても制限しているものではございませんが、障がいの種別や程度、また入所時点の施設における受入体制により、安全にお預かりできないと判断した場合は、お断りすることがあります。 そのため、受入の可否をご心配をされる保護者様には、事前に希望する施設に見学をすることなどを勧めております。

※インクルージョン……性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障がいの有無などもっている属性によって排除されることなく生活することができる状態

(6) 「第3章 基本施策4 (3) ひとり親家庭への支援」について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
うちの場合、養育費はもらえていません。せめて子どもに会って欲しいのですが、会ってくれません。子どもの成長を見てもらうことで、親心が芽生え、養育費を	面会交流は、子どもの健やかな成長のためにとても大切なことであり、親と離れて暮らす親子が面会交流によりつながりを保つことは子どものために重要な取り組みで

払ってくれるようになると思います。養育費の徴収だけではこどもの成長に不安がありますので、親がこどもの成長に責任を持てるよう、面会交流の支援に予算をつけてくれることを自治体としてしてください。またその声を国に届けてください。	あると考えております。このようなことから、本市では弁護士による無料法律相談を令和5年度から実施し、こどもの福祉と利益を視点に考えることができるよう、養育費や面会交流などの相談支援を行っております。無料法律相談を利用した保護者からは、弁護士に相談することで問題の整理や解決に繋がったとの感想をいただいておりますことから引き続き実施してまいります。 また、埼玉県におきましても、親子交流相談や親子交流支援を行っておりますので、周知に努めてまいります。
第3回の議事録を拝見しました。修正案についてはホームページ上で見つけられなかったのですが、議事録のなかで委員から「親権を持たない親がこどもに会えない」と発言があったのですが、親権の有無とこどもに会える、会えないは別の問題ではないのでしょうか？単独親権でもこどもとの面会交流を求めて調停を起こすことはできますし、それが履行されなかった場合強制執行（間接強制）を申し立てることもできます。 日本において、離婚は両親の関係性が拗れに拗れた結果であることが多いように思います。両親の関係性が悪くなることはこどものためにはならないことは当然かとは思いますが、離婚によって関係性の悪い両親が直接争う様子を見ずに済むようになると思うので、必ずしも離婚は不幸ではない	共同親権については、今後の国の動向を注視しつつ、市としての支援の方法や必要性について検討してまいりたいと考えております。 面会交流に関しては、ご指摘のとおり、こどもの意見を第一とすべきものと認識しております。そのため、現在、実施しております専門の法律相談の活用を図りながら、面会交流や養育費を含めてこどもの最善の利益を考慮した取組を行っていただくよう関係機関とも連携を図り、取決めの重要性について広く周知してまいりたいと考えております。

と思います。 面会交流の支援を充実させていただくのは喜ばしいことと思いますが、共同親権、単独親権関係なく支援して欲しいと思いますし、共同親権となった離婚後の両親の間にもパワーバランスの不均衡や強い葛藤があることを理解し、決して面会交流を強制するようなことのないようお願いしたいです。同時にこどもの素直な意見（別居の親に会いたい、会いたくない等）を反映する仕組みも重要かと思います。 また、共同親権の導入にあたっては、離婚する夫婦の間にDVがなかったか、こどもに対して虐待がなかったかなど慎重に精査する仕組みが必要です。裁判所や警察だけでは仕組みとしては不十分な点も多く、市としてこれらの対策にも同様に力を入れていただきたいです。	
---	--

(7) 「第6章2 管理指標」について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
思春期にあるこどもへの支援策（児童館でのサービス拡充など）にも、何らか成果指標や目標を置いて取り組んで欲しいです。	こども・若者計画は、管理指標により進捗状況を点検することとしております。本計画は広範にわたる取組であることから、成長段階ごとに指標を設定するのではなく、こども・若者施策全般について、「こども・若者自身がどのように感じているか」に主眼を置き、管理指標を設定したところでございます。

(8) 「その他」意見

意見の概要	市の機関の考え方
都内における通勤利用者としての地域として発展していますが、2024年度はシステム業などの業種はリモート勤務が都内求人の6割近くにのぼっています。 介護、保育等の施設を一本化し駅近に作る、リモート職者向けの行政マッチング、古民家を活用したリモートオフィスの拡充など、一戸建てを安価で手に入れられる春日部の特性を活かし、職場を離れざるを得ない子育て世帯を集めるのはいかがでしょうか？ 太陽光、蓄電なども比較的設置しやすくリモートワーク時の電気代など相性が良いかと思います。	保育施設の駅近への一本化につきましては、既存の施設との兼ね合いもあることから、困難であると考えております。 ご意見をいただきましたように、駅の近くの保育所のニーズが多いことは把握しております。そのため、保育所の整備や誘致する際には保護者様の送迎の利便性も考慮させていただいております。
世代間対立が叫ばれる昨今ですが、高齢者の雇用先としての保育、介護を拡充するなど、子育て世帯の共存含めた過ごしやすい街作りを切に要望します。	高齢者と子育て世帯の共存につきましては、本計画第2章の2 施策の方向性において掲げておりますとおり、高齢者を含め、地域で子育て（世帯）を支えていくことを基本的な考え方としております。 なお、高齢者の雇用先につきましては、関係各課へ情報を共有いたしました。
北春日部駅も、再開発にて新たに地区ができるのであれば春日部駅同様に商業圏を分断しないよう、繋げるご検討も切に要望します。	北春日部駅周辺の開発につきましては、関係各課へ情報を共有いたしました。

参考：「春日部市こども・若者計画（案）」に対する意見の募集期間

令和6年12月27日（金）から令和7年1月26日（日）まで